

平成24年12月4日提出

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部改正について

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸山政史

熊本市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例

熊本市障害者自立支援法施行条例（平成18年条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例

第1条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第9条中「第6条」を「第8条」に改め、同条を第11条とする。

第8条を第10条とし、第5条から第7条までを2条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の2条を加える。

（指定障害福祉サービス事業者の指定等に係る申請者の要件）

第5条 法第36条第3項第1号（法第37条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害者支援施設の指定等に係る申請者の要件）

第6条 法第38条第3項（法第39条第2項及び法第41条第4項において準用する場合を含む。）において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法

人とする。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

#### (提出理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）及び地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行による障害者自立支援法（平成17年法律第123号）の一部改正等に伴い、指定障害福祉サービス事業者の指定に関する基準を定める等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。